

# 令和4年度第4回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

## 1 開催日時等

開催日時 令和4年8月10日（金）午後0時45分～午後1時10分  
開催場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

## 2 出席者

（公益委員） 段野委員 稲倉委員 佐野委員 撫養委員  
（労側委員） 川口委員 山本委員 三木委員 賀川委員 恵島委員  
（使側委員） 脇田委員 中村委員 天野委員 小林委員 藍原委員

## 3 会議の要点（議題）

- （1）徳島県最低賃金額改正の審議について
- （2）その他

## 4 議事

### 段野会長

委員の皆様、大変お待たせいたしました。

それでは、本年度第4回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、委員の出席状況を報告してください。

### 事務局（室長）

本日の審議会の成立の可否についてでございますが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。本日は14名の委員に御出席いただいております。審議会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しており、5名の方から傍聴の申し込みを受けており、5名の方が傍聴されております。また、本日はマスコミ関係者も傍聴いただいております。

以上です。

### 段野会長

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。

それでは、次第の1の「徳島県最低賃金額改正の審議について」に移ります。

徳島県最低賃金につきましては、6月30日に諮問を受けて以降、本日を入れて、専門部会を3回開催し、慎重に審議を進めてまいりましたが、先ほどの第3回専門部会において全会一致に至りました。

お手元に資料として、部会報告と答申文をお配りしております。

引き上げ額は、31円で、改正額は855円となりました。

専門部会において全会一致に至りましたので、第2回本審で確認いただいておりますとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の結論をもって審議会の結論とさせていただきます。

答申文についても専門部会において御確認いただいたところでありまして、そのまま答申とすることもできましたが、本審の開始予定時間となりましたので、この場で労働局長あて答申を行いたいと思います。

事務局は答申文を代読してください。

## 事務局（補佐）

読み上げさせていただきます。

令和4年8月10日 徳島労働局長 伊藤 浩之殿

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野 聡子

徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月30日付け徳労発基0630第1号をもって、貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月4日発効の徳島県最低賃金（時間額796円）は令和2年度の徳島県の生活保護基準を下回っていなかったことを申し添える。

徳島県最低賃金の改正決定に当たり、最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、当審議会は、政府に対し、中小企業・小規模事業者の生産性向上のための最大限の支援や取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

別紙1

徳島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
徳島県の区域
- 2 適用する使用者

- 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
  - 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間855円
  - 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  - 6 効力発生の日  
法定どおり

## 別紙2

### 徳島県最低賃金と生活保護との比較について

#### 1 地域別最低賃金

- |     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 件名    | 徳島県最低賃金   |
| (2) | 最低賃金額 | 796円      |
| (3) | 発効日   | 令和2年10月4日 |

#### 2 生活保護

- |     |               |  |
|-----|---------------|--|
| (4) | 比較対象者         | 18歳～19歳  |
| (5) | 対象年度          | 令和2年度  |
| (6) | 生活保護水準（令和2年度） | 生活扶助基準（第1類＋第2類＋期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（87,313円） |

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$796円（徳島県最低賃金） \times 173.8（1箇月平均法定労働時間数） \times 0.817（注） = 113,028円$

（注）令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

以上です。

## 段野会長

以上をもちまして徳島県における地域別最低賃金改正に係る審議をひとまず終了いたします。

ここで、伊藤局長より御挨拶をいただきたいと思います。

### 伊藤局長

徳島労働局長の伊藤でございます。

ただ今、段野会長より答申をいただきました。誠にありがとうございます。

本年度の徳島県最低賃金につきましては、6月30日の諮問以来、本日を含めて3回の本審と3回の専門部会において、慎重に御審議いただいたところでございますが、誠に難しい議論を尽くしていただいたものと承知をしております。

各会におきまして、委員の皆様方におかれましては、真に難しい議論を真摯にかつ長時間にわたり議論を尽くしていただきました。本当にありがとうございます。

段野会長をはじめ公益委員の皆様への粘り強い調整、そして労使の委員の深い御理解を得まして、全会一致となったものでございます。心から御礼を申し上げますとともに、深く敬意を表したいと思っております。

このあとは、本日の答申をもとに手続きを踏み、本日の答申の内容に沿って、令和4年度の最低賃金を決定させていただきます。

また、改定された最低賃金額につきましては、労働局一体をもって一層の周知に努めますとともに、確実な履行確保に最善を尽くしてまいります。

本日は、本当に長時間の御議論をしていただき答申いただきました。本当にありがとうございました。

### 段野会長

ありがとうございました。

このあとの手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

### 事務局(室長)

本日、答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づき本答申の要旨を本日から当局掲示板に公示をいたします。

同条第2項により異議の申出期間は15日以内となっておりますので、8月25日の木曜日が異議申し出の締切日となります。

この日程を勘案して、異議の申し出があれば、8月26日(金曜日)の午前11時00分から開催する第5回本審の議事といたします。場所はあわぎんホールを予定しています。

また、異議の申出がない場合でも、特定最賃の審議に関する議事を行いますので、8月26日の午前11時から第5回本審を開催しますのでよろしくをお願いいたします。

よろしくお願いたします。

**佐野委員**

すみません、よろしいですか。今の答申の最低賃金の別紙2ですが、訂正をお願いしたい所がございます。

**事務局（室長）**

項番ですよね。

**佐野委員**

はい。生活保護の所の1、2、3の所がずれてくるので。

**事務局（室長）**

すみません。事務局の確認不足でございます。申し訳ございません。

**佐野委員**

はい。よろしくお願いたします。

**段野会長**

次第の2の「その他」に移りますが、何かありますか。

なければ、事務局から何かありますか。

**事務局（室長）**

特定最賃合同専門部会の開催について御説明させていただきます。

造作材、一般機械、電気機械の3つの特定最賃につきましては、6月30日の第2回本審におきまして、必要性の諮問を行い、8月26日金曜日の午前9時30分からあわぎんホールにおいて合同専門部会を開催し、必要性審議を行っていただくことが決定しております。

なお、3つの特定最賃のうち造作材につきましては、単独で専門部会を開催し、必要性の審議を行っていただくことになっております。

日程は8月23日火曜日の午前10時から、会場につきましては後日、御連絡させていただきます。

また、専門部会の委員につきましては、7月28日付けで徳島労働局長から任命させていただいております。資料2のとおりとなっております。

以上でございます。

**段野会長**

他に何かございませんか。  
なければ本日はこれで閉会といたします。

**伊藤局長**

どうもありがとうございました。

(閉 会)